

**産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策）
都道府県事業実施方針**

**策定 令和2年3月16日
変更 令和3年4月30日**

都道府県名 宮城県

I 収益性向上対策

1 目的

農業生産基盤強化プログラム（令和元年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）及び令和2年12月8日付けで改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして収益力向上を図り、実需者ニーズに応じた生産により「みやぎ食と農の県民条例基本計画」に定める本県農業の将来の姿（※1）を実現するため、共同利用施設・機械等の効率利用による生産・出荷コスト削減を図るとともに、新規作物の導入や既存作物を含めた産地化・ブランド化を推進するなど高収益な作付体系への転換を図る。さらに、基盤整備事業による大区画化・水田の汎用化や農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積を図ることにより、産地の生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組を総合的に支援するものとする。

なお、支援に当たっては「新・宮城の将来ビジョン」、「みやぎ食と農の県民条例基本計画」及び関連計画、その他関連施策（※2）との整合を図るものとする。

※1 みやぎ食と農の県民条例基本計画 第2章基本計画で目指す将来の姿のうち「農業の将来像」

全国トップクラスの大区画水田整備率や園芸栽培に適した気候・立地条件を生かし、アグリテックによる労働生産性の高い水田農業や畜産経営を展開するとともに、食品産業と連携しながら園芸の生産を拡大します。

これにより、みやぎの農業を地域経済を支える産業として発展させます。

○水田農業や園芸、畜産の労働生産性を高めます。また、食品産業との連携を強化しながら、園芸作物の生産拡大を図ることにより収益性の高い農業を拡大します。

・アグリテックにより労働生産性を高めます。また、農地の大区画化及び汎用化を進め、担い手への農地集積・集約化を図ることで、農業生産の効率化や収益性の向上を図ります。

・先進的な施設園芸や大規模露地園芸を行う経営体の育成や、企業等の農業参入を支援します。これにより、園芸の生産拠点を作り、計画的かつ安定的な生産を進めることで、食品産業と連携したバリューチェーンの構築を図ります。

○多様性に満ちた農業経営体の経営の安定化と発展を図ります。また、円滑な経営継承を図り、地域農業を持続的に発展させます。

・大規模な法人だけでなく、意欲ある中小の家族経営体も含めた様々な経営規模の優れた経営感覚を持つ農業経営者を育成することで、地域の農業の中心となる経営体を確保します。

・雇用就農希望者や定年帰農者をはじめ、障がい者や外国人材、さらには副業者など多様な人材の農業現場での活躍を支えます。

※2 その他関連施策（主なもの）

- ・みやぎ農業農村整備基本計画
- ・人・農地プラン（各市町村作成）
- ・宮城県農業振興地域整備基本方針
- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ・みやぎ森と緑の県民条例基本計画
- ・宮城県特用林産振興基本計画

2 基本方針

作物名	内 容
水稲（主食用米，加工用米，新規需要米）・麦類・大豆	<p>【水稲】 共同育苗施設や乾燥調製施設，物流合理化施設等の共同利用施設の増強や整備を図るとともに，直播機械・収穫用機械・乗用管理用機械・ほ場均平用作業機・乾燥・調製用機械等の導入や効率利用を図り，省力・低コスト稲作等を推進する。また，実需者ニーズを捉えた品種の導入等による収益の向上や晩期栽培の推進と適正な栽植密度，肥培管理，水管理，土壌診断に基づいた土づくり肥料，耕畜連携による土づくりなどによる品質向上と安定生産を図るものとする。</p> <p>【麦類】 乾燥調製施設等の共同利用施設の増強や整備を図るとともに，砕土機・均平用作業機・播種機・収穫用機械・乗用管理用機械・乾燥・調製用機械等の導入や効率利用を図り，省力・低コスト麦作を推進する。併せて，適期播種や適期刈取を徹底するため地域の輪作体系を考慮した作付計画の策定や地力を維持するための有機物施用などの土づくりや適期防除，排水対策の徹底などによる品質・収量の向上と安定生産を図るものとする。</p> <p>【大豆】 乾燥調製施設や物流合理化施設等の共同利用施設の増強や整備を図るとともに，砕土機・均平用作業機・播種機・収穫用機械・乗用管理用機械・乾燥・調製用機械等の導入や効率利用を図り，省力・低コスト大豆作を推進する。併せて，適期播種や適期刈取を徹底するため地域の輪作体系を考慮した作付計画の策定や地力を維持するための有機物施用などの土づくりや適期防除，排水対策の徹底などによる品質・収量の向上と安定生産を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・既存品種から極良食味米品種「だて正夢」や玄米食向け品種「金のいぶき」，その他新品種への転換による有利販売の推進 ・消費者・実需者ニーズを捉えた高価格帯の地域ブランド米等の導入と生産拡大による産地の形成を推進 他 ○ 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への土地利用集積やコントラクターによる作業受託の推進 ・中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編合理化を推進 他 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較 集出荷・加工コスト削減 → 集出荷・加工施設のみの計画の場合は，集出荷・加工コストで比較することも可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・食品・中食・外食事業者の新商品等への原料用米・麦類・大豆の提供 他

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の食品・中食・外食事業者の新商品等への原料用米・麦類・大豆の提供 他 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の食品・中食・外食事業者の新商品等への原料用米・麦類・大豆の提供 他 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への土地利用集積やコントラクターによる作業受託の推進による生産性向上 ・中心的経営体の機械作業の集約化による生産性の向上 ・穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編合理化による集出荷調製作業時間の削減 他
<p>野菜(いも類及び山菜を含む)品目については欄外※3(山菜については欄外※5)参照</p>	<p>【施設野菜】 集出荷施設や選果設備などの共同利用施設の増強・整備や施設園芸の被覆の多層化・高効率暖房機及びヒートポンプ式冷暖房装置などの導入によるコスト低減を図るとともに、いちごのクラウン温度制御技術やトマト等主要施設野菜の高度環境制御技術、高収益型生産システムなど先進技術の開発・普及による生産力と品質の向上を図る。</p> <p>【土地利用型露地野菜】 水田農業から土地利用型大規模露地野菜生産への誘導や指導體制を強化し、共同利用施設等の整備を支援するとともに、最新技術や機械化一貫体系の導入・作付け拡大によるスケールメリットを活かした低コスト・省力化や実需者ニーズにあった加工・業務用野菜生産の推進による収益性の確保を図る。</p> <p>【山菜類】 施設化・機械化等による低コスト安定供給体制を整備し、生産物の品質や生産効率の向上を図るとともに、実需者ニーズにあった処理加工品生産の推進による収益性の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目の導入と生産拡大による産地の形成を推進 ・機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進 ・パイプハウスや低コスト耐候性ハウス、高度環境制御装置の導入により収益性の高い施設園芸産地の形成を推進 ・調製作業等の共同利用施設の整備による品質の高位平準化による産地のブランド化を推進 ・一次・二次加工処理施設等の整備による新たなニーズを捉えた販路拡大を推進 他

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系の導入による労働時間の短縮等生産コストの削減 ・集出荷・加工施設の整備等による集出荷・加工コストの削減 他 【コスト削減効果の比較の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較 ※集出荷施設又は加工施設等単独の計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・食品事業者の新商品等への加工・業務用野菜の提供 他 ○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の小売店への販売用野菜の提供 ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用野菜の提供 他 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の小売店への販売用野菜の提供 ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用野菜の提供 他 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・機械化一貫体系の導入による労働時間の短縮等による生産性向上 ・集出荷・加工施設の整備等による集出荷・加工に係る労働時間の削減等による生産性向上 他
<p>果樹 品目については欄外※3参照</p>	<p>病虫害防除間隔や散布液量といった基本的栽培技術の励行による収量向上や果実品質の維持を図る。また、高樹齢化に伴う同一品種の改植を促進し、樹体ジョイント栽培等の早期結実・成園化による収益の向上を図るとともに、農業施設・機械の共同利用による効率利用や高性能機械の導入による作業の効率化を図り、コスト低減・省力化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目の導入と生産拡大による産地の形成を推進 ・改植による生産量の増大や販路の拡大による産地の形成を推進 他 ○ 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・スピードスプレーヤーや加工機械等の導入による労働時間の削減等による生産コストの削減 ・集出荷・加工施設の整備等による集出荷・加工コストの削減 他

	<p>【コスト削減効果の比較の考え方】</p> <p>生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較</p> <p>※集出荷施設又は加工施設等単独の計画の場合は、それぞれの施設運営コストで比較することも可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・食品事業者の新商品等への加工用果実の提供 他 ○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の小売店への販売用果樹の提供 ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用果樹の提供 他 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の小売店への販売用果樹の提供 ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用果樹の提供 他 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・スピードスプレーヤーや加工機械等の導入による労働時間の削減等による生産性向上 ・集出荷・加工施設の整備等による集出荷・加工に係る労働時間の削減等による生産性向上 他 <p>なお、新植を伴う取組にあつては農業機械や生産資材の導入による規模拡大や収益の向上を図り、植栽から収穫開始(結果樹齢)に達するまでに一定期間を要することから、目標年度を事業実施年度から起算して5年までの範囲内において設定できることとする。</p>
<p>花き 品目については欄外※3参照</p>	<p>夏期の高温対策技術やLED電照栽培による開花調整技術など、安定生産技術の確立・普及を推進するとともに、IPMに基づく効率的な病虫害防除技術を導入、同一品目の周年生産体系や複数品目の栽培による輪作体系の導入を図り生産性・収益性の向上を図る。また、資材や施肥管理の改善及び白熱灯代替光源等省エネルギー型栽培技術の導入支援、きく類における無側枝性品種の導入、養液土耕、選花結束機などの機械装備の導入によって、コスト低減化・省力化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目の導入と生産拡大による産地の形成を推進 ・パイプハウスや高度環境制御装置の導入により収益性の高い施設園芸産地の形成を推進 他 ○ 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷調製施設による労働時間の削減等による生産コストの削減 他

	<p>【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較 ※集出荷調製施設単独の計画の場合は、施設運営コストで比較することも可 他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・大手流通販売事業者等との契約生産 他 ○ 農産物輸出の取組について <ul style="list-style-type: none"> ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の流通販売事業者との契約生産 他 イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展 ・海外の流通販売事業者との契約生産 他 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・集出荷調製施設による労働時間の削減等による生産性の向上 他
<p>そば・なたね、 きのこ (きのこの品 目については 欄外※5参照)</p>	<p>【そば・なたね】 団地化等や収穫用機械など共同利用機械・施設の導入により生産費の低コスト化を推進するとともに、定温貯蔵施設の整備による収益性の向上を推進する。明渠、弾丸暗渠といった排水対策の確実な実施、播種後の土壌処理、中耕培土等雑草対策の徹底などによる品質・収量の向上と安定生産を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目の導入と生産拡大による産地の形成を推進 ・業務・加工用原材料生産と一次加工処理施設等新たな販路拡大による産地の形成を推進 他 ○ 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・機械化体系の導入による労働時間の削減等による生産コストの削減 他 <p>【コスト削減効果の比較の考え方】 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストでの比較 集出荷コスト削減 → 集出荷施設のための計画の場合は、集出荷コストで比較することも可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・食品事業者の新商品等への加工用そば・なたね等の提供 他

- 農産物輸出の取組について
 - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
 - ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展
 - ・海外の食品事業者の新商品等への加工用そば・なたね等の提供 他
 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上
 - ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展
 - ・海外の食品事業者の新商品等への加工用そば・なたね等の提供 他
- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・機械化体系の導入による労働時間の削減等による生産性の向上 他

【きのこ】

最先端の栽培技術や栽培施設を導入し、生産力の向上を図るとともに、作業工程の機械化や省力化を支援し、生産規模の拡大や効率化を図る。

- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・消費者・実需者ニーズを捉えた品目の導入と生産拡大による産地の形成を推進
 - ・加工品開発等新たな販路拡大による産地の形成を推進
- 生産コスト又は集出荷・加工コスト10%以上の削減
 - ・移動棚の導入による省力化や作業工程の機械化による生産コストの削減
- 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・食品事業者の新商品等への加工・業務用林産物の提供 他
- 農産物輸出の取組について
 - ア 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
 - ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展
 - ・海外の小売店への販売用特用林産物の提供
 - ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用特用林産物の提供 他
 - イ 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上
 - ・海外市場の調査や輸出向け商談会への出展
 - ・海外の小売店への販売用特用林産物の提供

	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の食品事業者・外食事業者の加工・業務用特用林産物の提供 他 ○ 労働生産性の10%以上の向上 ・移動棚の導入による省力化や作業工程の機械化による労働時間の削減等による生産性の向上
--	--

※3 みやぎ園芸特産振興戦略プランに定める県戦略品目及び地域戦略品目とする（地域戦略品目の対象地域は、同プランに定める各圏域に限定する）。ただし、特用林産物は別途※5宮城県特用林産振興基本計画に定める品目とする。

- ・野菜：県戦略品目：いちご，きゅうり，トマト，ほうれんそう，パプリカ，ねぎ類，たまねぎ，キャベツ，えだまめ，ばれいしょ，レタス，せり
 地域戦略品目：つるむらさき，ブロッコリー，だいこん，きくいも，じねんじょ，しゅんぎく，ゆきな，さつまいも，みょうがたけ，なす，かぼちゃ，みずな，しゅんぎく，にら，しそ，なばな類，そらまめ，れんこん，ズッキーニ，にんにく，スイートコーン，はくさい，こまつな
- ・花き：県戦略品目：輪ぎく，スプレーぎく，鉢もの類・花壇用苗もの類
 地域戦略品目：小ぎく，カーネーション，宿根かすみそう，ばら，ストック，トルコギキョウ，ガーベラ，枝もの類（まつ）
- ・果樹：県戦略品目：日本なし，りんご，ぶどう
 地域戦略品目：うめ，かき，いちじく，小果樹類，もも

※4 果樹農業振興特別措置法施行令第2条に定める果樹は，かんきつ類の果樹，りんご，ぶどう，なし，もも，おうとう，びわ，かき，くり，うめ，すもも，キウイフルーツ及びパインアップルとする。

※5 宮城県特用林産振興基本計画に振興方針を定めるきのこ及び山菜とする。

- ・きのこ：しいたけ，なめこ，えのきたけ，まいたけ，ぶなしめじ，はたけしめじ，きくらげ
- ・山菜：たけのこ，わさび，たらめ，その他山菜（ふき，こしあぶら，ぜんまい，わらび）

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

- | |
|--|
| <p>(1) 本事業の推進・指導
 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け，県関係部局（関係課・室，地方振興事務所・地域事務所，農業改良普及センター等）及び宮城県農業再生協議会，地域農業再生協議会，市町村が連携し，推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 県における産地パワーアップ計画の審査の方針・体制
 関係課室が作目毎に分担し，当該計画が本実施方針に沿った内容であり，事業の実行性や成果が期待できる計画となっているか留意するものとする。
 また，県は産地パワーアップ計画の優先順位を審査会により決定するものとする。</p> <p>(3) 地域農業再生協議会における産地パワーアップ計画の作成及び取組主体事業計画の審査の方針・体制
 産地パワーアップ計画の取組内容を円滑に実施する観点から，地域農業再生協議会の構成員等による審査体制を構築するものとする。産地パワ</p> |
|--|

ーアップ計画の作成及び取組主体事業計画の審査に当たっては次の点に留意すること。

①産地パワーアップ計画の作成

各地域農業再生協議会の構成員である市町村及び農業協同組合等関係機関・団体，県（地方振興事務所・地域事務所，農業改良普及センター等）において，当該計画が本実施方針に沿った内容であり，事業の実効性や成果が期待できる計画となっているか留意の上，作成するものとする。

②取組主体事業計画の審査

各地域農業再生協議会において，当該計画が実施地区の産地パワーアップ計画に沿った内容であり，事業の実効性や成果が期待できる計画となっているか審査するものとする。

4 取組要件

（1）整備事業

対象作物	取組要件
水稻（主食用米，加工用米，新規需要米）・麦類・大豆	○ 取組要件 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（令和 2 年 2 月 28 日付け元食産第 4536 号，元生産第 1697 号，元政統第 1781 号農林水産省食料産業局長，生産局長，政策統括官連名通知。以下「国実施要領」という。）別紙 3 及び別紙 7 の要件等を満たす取組を事業対象とする。
野菜（いも類，山菜類含む）	
果樹	
花き	
そば・なたね，きのこ	○ 補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業実施要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1695 号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）の別表 2 のⅡのメニュー欄及び国実施要領別紙 5 及び別紙 6 の要件等を満たす施設を助成対象とする。

（2）生産支援事業

対象作物	取組要件
水稻（主食用米，加工用米，新規需要米）・麦類・大豆	○ 取組要件 国実施要領の別紙 3 及び別紙 7 の要件を満たす取組を事業対象とする。
野菜（いも類，山菜類含む）	
果樹	
花き	
	○ 補助対象機械及び資材等 補助対象とする機械・資材等は農業生産・経営に特化した機械であって本事業の成果目標の達成に真に必要な機械・

そば・なたね, きのこ	資材等とし、その内容は別紙1のとおりとする。 農業機械の導入及びリース導入に当たっては、国実施要領の別紙3のIの1の(5)に留意するものとし、かつ、導入機械の規模決定においては、機械の能力と実施面積等から適正な規模を検討することとする。 ○ 果樹の植え替えを行う場合の対象品目・品種及びその選定理由 別紙2のとおりとする。
-------------	--

(3) 効果増進事業

対象作物	取組要件
水稻（主食用米，加工用米，新規需要米）・麦類・大豆	○ 取組要件 国実施要領の別紙3及び別紙7の要件を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。
野菜（いも類，山菜類含む）	
果樹	
花き	○ 補助対象機械 補助対象とする機械・資材は農業生産・経営に特化した機械であって本事業の成果目標の達成に真に必要な機械とする。
そば・なたね, きのこ	

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

メニュー	確認方法
(1) 整備事業	①計画申請時 概算設計書・見積書等事業費の積算根拠となる資料，費用対効果分析，施設の規模算定根拠，その他事業の実効性確認に必要な書類（※） ②実績報告時（請求時） 出来高設計書 など
(2) 生産支援事業	①計画申請時 申請者の規約，機械の利用計画，営農計画の写し，能力・台数などの算定根拠，費用対効果分析，見積書，カタログ，改植実施園の位置図（改植の場合），その他事業の実効性確認に必要な書類（※） ②実績報告時（請求時） 機械・資材の導入の場合：入札（見積合わせ）関係書類，請求書又は納品書，機械導入の場合は動産総合保険証書等

	<p>の写しなど 機械のリース導入の場合：リース導入に係る入札関係書類，リース契約書，借受証，納品書 など</p>
(3) 効果増進事業	<p>①計画策定費：単価設定の根拠資料等 ②機械の導入による技術実証 ア 計画申請時 申請者の規約，機械の利用計画，営農計画の写し，能力・台数などの算定根拠，費用対効果分析，見積書，カタログ，改植実施園の位置図（改植の場合），その他事業の実効性確認に必要な書類（※） イ 実績報告時（請求時） リース導入に係る入札関係書類，リース契約書，借受証，納品書 など</p>

※事業実施予定地，配置図，立面図，平面図，導入機械カタログ，組織定款，法人登記簿，総会等の議事録，資金調達計画，販売計画（販売先，単価，量），収支計画，直近 3 年の財務諸表（決算書，貸借対照表，キャッシュフロー計算書）など

6 取組主体助成金の交付方法

産地パワーアップ計画の作成主体が地域農業再生協議会であること，また補助金交付事務の適切な事務処理や円滑な事業の実施を確保する観点から，原則として地域農業再生協議会を経由して交付するものとする。

助成金の交付手続きについては「宮城県産地生産基盤パワーアップ事業実施要領（以下，県実施要領という。）」及び「宮城県産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（以下，県交付要綱という。）」によるものとし，地域農業再生協議会及び取組主体は，助成金の交付事務に関する書類について助成金を受領した会計年度の翌年度から 5 年間保存するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体が事業実施に当たって留意すべき事項は，国実施要綱，国実施要領，産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1694 号農林水産事務次官依命通知。）及び県交付要綱，県実施要領に定めるとおりとするが，特に，以下の事項について十分留意すること。

(1) 契約に当たっての条件

- ①整備事業：原則，一般競争入札により実施すること。一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合にあつては，その理由，選定方法等を宮城県知事に報告し，指名競争入札に付するものとする。
- ②生産支援事業：一般競争入札もしくは複数の業者（原則 3 社以上）から見積りを提出させることにより実施すること。
- ③効果増進事業：農業機械の実証等機械を導入するに当たっては一般競争入札もしくは複数の業者（原則 3 社）から見積りを提出させることによ

り実施すること。

(2) 助成金の返納

事業目的の達成が困難となった場合には、助成金の返納を求める場合がある。

(3) 助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納

消費税の課税対象者は、助成金交付額の算定に当たっては消費税等相当額を除くこと。仮に助成金交付額算定の根拠となる事業費に消費税が含まれている場合には、返納することになる。

(4) 財産の管理等

財産管理台帳を整備していること。

(5) 財産処分の制限

耐用年数以内の処分には手続きが必要である。所定の手続きを経ずに処分した場合には、補助金の返還を求められる場合がある。

処分とは、助成金の交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保することをいう。

(6) 取組主体事業計画の評価

目標年度の翌年度に評価すること。目標年度とは事業実施年度の翌々年度のこと。ただし、果樹の新植の場合は 5 年後、改植の場合は 10 年後となる。

【参考】

事業実施年度	作物全般		果樹の新植の場合		果樹の改植の場合	
	目標年度	評価年度	目標年度	評価年度	目標年度	評価年度
令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度	令和12年度
令和2年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和13年度
令和3年度	令和5年度	令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和13年度	令和14年度
令和4年度	令和6年度	令和7年度	令和9年度	令和10年度	令和14年度	令和15年度
令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和10年度	令和11年度	令和15年度	令和16年度

8 その他

(1) 産地パワーアップ計画を作成する上での留意事項

各地域農業再生協議会が産地パワーアップ計画を作成する場合には、当該計画が関係する市町村に計画への意見を求めるなど、市町村との連携・政策の整合性が図られるよう配慮すること。

以上

別紙1

生産支援事業における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材
<p>水稻</p>	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 水稻直播機，レーザー式均平作業機，栽培管理ビークル，無人ヘリコプター，田植機，コンバイン，トラクター，穀物遠赤外線乾燥機，調製機械・設備，処理加工機械・設備，その他稲作経営の効率化・合理化に必要な機械・設備</p>
<p>麦類・大豆</p>	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター，レーザー式均平作業機，トラクターアタッチメント（大豆300A技術等に係わる播種，中耕培土等），播種機，管理機，防除機，普通型コンバイン，専用乾燥機等の機械化一貫体系に必要な機械，トレンチャー，補助暗渠用粗穀充填機，サブソイラ，溝掘機，マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械，処理加工機械・設備，その他麦類・大豆の収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材の導入等 簡易な補助暗きよ，明きよ等の作業労賃等</p>
<p>野菜 （いも類，山菜類含む）</p>	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター，トラクターアタッチメント（播種，中耕培土等），マルチャー，施肥機，播種機，定植機，管理機，防除機，収穫機，調製・選別機（脱莢機，選別機，定量袋詰め機，皮むき機，根葉切り機等）等の機械化一貫体系に必要な機械，予冷库等の品質保持に必要な設備，かん水設備，保温・暖房機等の周年栽培に必要な機械，トレンチャー，補助暗渠用粗穀充填機，サブソイラ，溝掘機，マニユアスプレッダー，ブロードキャスターの土壌改良に必要な機械，熱水等土壌消毒機，養液栽培設備等の単収向上に必要な機械，処理加工機械・設備，その他野菜の収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材の導入等 パイプハウス（栽培用，育苗用）資材，収穫期を調整する栽培資材（支柱，被覆資材等），簡易な補助暗きよ，明きよ等の作業労賃</p>
<p>果樹</p>	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター，防除機，管理用機械（乗用を含む），トレンチャー，補助暗渠用粗穀充填機，サブソイラ，溝掘機，マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械等，処理加工機械・設備，その他果樹の収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材の導入等 雨除けハウス・果樹棚導入の際の資材費，簡易な補助暗きよ，明きよ等の作業労賃</p>
<p>花き</p>	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター，トラクターアタッチメント（播種，中耕培土等），マルチャー，施肥機，播種機，定植機，管理機，防除機，収穫機，調製・選別機（結束機，下葉掻き機，選花機，フラワーバインダー等）等の機械化体系に必要な機械，予冷库等の品質保持に必要な設備，暖房機，かん水設備，電照設備，乾燥機等の周年栽培に必要な機械，トレンチャー，補助暗渠用粗穀充填機，サブソイラ，溝掘機，マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械，熱水等土壌消毒機，養液栽培設備等の単収向上に必要な機械，処理加工機械・設備，その他花きの収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材の導入等 パイプハウス（栽培用，育苗用）資材，収穫期を調整する栽培資材（支柱，被覆資材等），簡易な補助暗きよ，明きよ等の作業労賃</p>
<p>そば・ なたね</p>	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター，レーザー式均平作業機，播種機，管理機，防除機，普通型コンバイン，専用乾燥機等の機械化一貫体系に必要な機械，トレンチャー，補助暗渠用粗穀充填機，サブソイラ，溝掘機，マニユアスプレッダー等の土壌改良に必要な機械，処理加工機械・設備，その他地域特産物そば・なたねの収益力の強化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材の導入等 簡易な補助暗きよ，明きよ等の作業労賃等</p>
<p>きのこ</p>	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 植菌機，接種機，かくはん機，殺菌装置，菌掻機等の機械化体系に必要な機械，空調機，暖房機，かん水設備，電照設備等の周年栽培に必要な機械</p> <p>2 生産資材の導入等 パイプハウス資材，移動棚資材費等</p>

別紙2

1 品種の選定理由

- ① 品目の中で概ね10%以上のシェアを占めており、国内において一定の需要が見込まれる品種
- ② 平成26年産特産果樹生産動態等調査（農水省）において、平成21年産（5年前）と比較し、栽培面積が増加しており、今後の需要拡大が見込まれる品種のうち上記①に該当しない品種
- ③ 本県「普及に移す技術」として県内に普及した品種であり、用途や品質で差別化されている品種のうち上記①、②に該当しない品種
- ④ 本県果樹振興計画記載の品種のうち、上記①～③に該当しない品種

上記①～④は、引き続き一定の需要が見込まれ、競争力のある品種と認められることから対象品種とする。

2 品目及び品種名

(1) りんご

品 種	選定理由
「ふじ」, 「つがる」	①
「秋映」, 「シナノスイート」, 「シナノゴールド」, 「トキ」, 「はるか」, 「サワールージュ」	②
「きたろう」, 「群馬名月」, 「メロー」, 「こうたろう」, 「あおり15」, 「もりのかがやき」, 「めんこい姫」	③

(2) 日本なし

品 種	選定理由
「幸水」, 「豊水」, 「長十郎」, 「新高」	①
「あきづき」	②
「王秋」, 「あきあかり」, 「秋麗」, 「はつまる」, 「凜夏」, 「ほしあかり」, 「甘太」	③

(3) 小果樹類（ブルーベリー）

品 種	選定理由
「パウダーブルー」, 「バルドウィン」, 「ビックオースチン」, 「ブライトウエル」	③
「アーリーブルー」, 「ブルーレイ」, 「ブルークロープ」, 「ダロウ」, 「スパルタン」	④

(4) もも

品 種	選定理由
「あかつき」, 「川中島白桃」	①
「紅国見」, 「暁星」	②
「なつおとめ」	③

（5）うめ

品 種	選定理由
「白加賀」, 「竜峡小梅」, 「南高」	①
「越の梅」	②
「八郎」	③

（6）かき

品 種	選定理由
「甲州百目（蜂屋，富士）」, 「平種無」	①

（7）ぶどう

品 種	選定理由
「藤稔」, 「巨峰」, 「キャンベルアーリー」	①
「シャインマスカット」	②
「サニードルチェ」, 「オリエンタルスター」	③

（8）いちじく

品 種	選定理由
「県在来種」, 「ホワイトゼノア」	④